

議員提出議案第18号

法人住民税の一部国税化に反対し地方税財源拡充への取り組みを求める意見書  
上記の議案を提出する。

平成25年12月18日

提出者

6番	米川 大二郎	24番	平田 みつよし
25番	筒井 たかひさ	29番	上村 やす子
30番	三小田 准一	31番	中村 しんご
32番	荒井 彰一	33番	上原 ゆみえ
34番	出口 よしゆき	35番	安西 俊一
39番	米山 真吾	40番	清水 忠

葛飾区議会議長 秋家 聡 明 殿

法人住民税の一部国税化に反対し地方税財源拡充への取り組みを求める意見書

国や全国知事会における学識経験者の検討会等では、地方税である法人住民税の一部国税化といった、特別区を含む都市部の財源を狙い撃ちにしようとする案が議論されている。

明年4月の消費税率引き上げで大都市の財政力はさらに高まるため、一部を税収の少ない地方に回しても国民の理解が得られるとの見解だが、議論の背景には、地方自治体間で税源が偏在し東京に一極集中しているとの見方があり、年末の税制改正での実現を目指している。

しかしながら、地方財政が抱える13兆円を超える巨額の財源不足という問題は、限られた地方税源の中での小手先の調整で解決できないことは明らかであり、地方税財源全体の充実強化を図ることが不可欠である。

また、都市部には税収減となる税の配分を国が勝手に決めるのは国の権限や財源を地方に分け与える地方分権の考えに逆行しており、また特別区の財政調整交付金制度における本区への多大な影響は計り知れないものがある。

一方、本区には首都直下地震の対策として延焼危険性の高い木造住宅密集地域を解消することをはじめ、急激に押し寄せる高齢化への対応や、高度成長期に全国に先駆けて建設された多くの公共施設が改築時期を迎えるなど、大都市特有の財政需要が存在している。

税収の多さのみに着目して、都市部が財政的に富裕であると断ずることは適当ではない。また、限られた地方税による調整では、地方財政が直面している問題の根本的な解決には繋がらない。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、法人住民税を一部国税化するような、限られた地方税源の中で財源調整を行うのではなく、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組むよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。